

議案第2号

平成29年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

以下の理由により、平成29年度に使用する教科用図書の採択基本方針案を別紙のとおり提出する。

平成28年6月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

平成29年度に小中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小学部、中学部で使用する教科用図書の採択にかかる指導、助言又は援助を行うにあたり、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(2) 学校教育法

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

(3) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用す

る教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

(別紙)

平成29年度に使用する教科用図書の採択基本方針

平成28年 月 日

沖縄県教育委員会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小学部、中学部で使用する教科用図書の採択基本方針を次のとおり定める。

1 小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基本方針

(1) 採択基本方針について

ア 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書

(ア) 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択すること。

(イ) 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

(ウ) 検定教科書の採択は、学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とすること。

(エ) 教科用図書は一種目について二重に選択することはできないこと。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

a 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の「国語」の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

b 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の「国語」の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

イ 特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書

(7) 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限ること。

- a 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合
- b 障害の幅が広く、検定教科書ではくくれない場合
- c 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
- d 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

(1) 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、「生活」の教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を選択すること。

(2) 採択方法について

ア 特別支援学校においては採択のために校内の採択委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。

イ 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を選択できるように配慮すること。

(3) 採択結果及び理由等の公表について

採択権者は、教科用図書の採択結果及び理由等を公表するよう努めること。

議案の概要の説明

部課名 義務教育課

1 件名

平成29年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

2 基本方針を定める理由

平成29年度に小中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小学部、中学部で使用する教科用図書の採択にかかる指導、助言又は援助を行うにあたり、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

3 方針策定の経緯

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が行う採択に関する事務について指導、助言又は援助を行うに際しての基本方針を策定するため、沖縄県教科用図書選定審議会を設置し教科用図書の採択基準等について、諮問した。

平成28年4月19日及び6月2日の審議を経てまとめられた答申及び同法の諸規定に関する文部科学省通知を基に採択基本方針としてまとめた。

4 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

5 添付資料

沖縄県教科用図書選定審議会答申

平成28年 6月 2日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県教科用図書選定審議会

会 長 上江洲



平成29年度に、小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択に関し、市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長に対して県教育委員会が行う指導、助言又は援助等について（答申）

平成28年4月19日付け、沖縄県教育委員会から諮問のありましたみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

平成29年度における、小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択に関し、市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長に対して県教育委員会が行う指導、助言又は援助等について
(答申)

平成28年6月2日

沖縄県教科用図書選定審議会

平成29年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校 で使用する教科用図書の採択について

1 教科用図書の採択規準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基準を次のように定める。

(1) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書

- ① 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択する。
- ② 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。
- ③ 検定教科書の採択は、学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。
- ④ 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

ア 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の国語の教科書については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

イ 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の国語の教科書については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

(2) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書

- ① 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限る。
 - ア 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合
 - イ 障害の幅が広く、検定教科書ではくくれない場合
 - ウ 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
 - エ 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
- ② 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科書については「生活」の教科書で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

2 教科用図書調査員会が行う一般図書（特別支援学校・特別支援学級用）の調査観点について

(1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に
応じて、最もふさわしい内容で系統性、発展性が考慮されていること。

(2) 調査方法

各教科ごとに10種目程度の教科用図書を一般図書一覧および図書館等の一般
図書の中から調査し、学校教育法附則第9条の規定による一般図書（絵本等）選
定資料を作成すること。

(3) 調査観点

① 一般図書（絵本等）の選定においては、特に次のアからカの事項に留意する
とともに、選定した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数につい
ても配慮すること。

ア 一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じた内容（文
字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が
望ましく、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考
書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、選定する図書の
間の系統性にも配慮すること。

エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを選定するよ
うにしCD、DVDを主とするものやジグソーパズル型、切り紙工作型など
図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。ただし、CD等が
付属する図書についてはその限りではない。

オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮
するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

カ 一般図書（絵本等）は前期・後期分割しての給与対象としていないため分
冊本は選定しないこと。ただし、「拡大教科書」については、検定済教科書
と同様に分冊本を採択できる。

※分冊本…教科書の上下巻や拡大教科書などのひとまとまりの書物を何冊か
に分けたもの。

② 一般図書（絵本等）においては内容がスモールステップとなっており、児童
生徒の緩やかな発達に応じて、次のアからエの事項に配慮すること。

ア 小学部（小学校）、中学部（中学校）及び高等部の一貫性と適時性が考慮
され、各校種の特別支援学校学習指導要領に示された教科の目標を達成するの
に十分であること。

イ 各教科の目標を達成するために適切な内容を含むこと。

ウ 内容が児童生徒の日常生活と結び付き、遊びを通した学習もできる内容になっており、生活経験の広がりにも役立つものであること。

エ 視覚・聴覚・触覚等に訴え、各教科に応用し発展的に取り入れられる内容になっていること。

③ 各教科の観点

ア 生活

- a 基本的な生活習慣が身に付くような内容であるか。
- b 健康で安全な生活ができるような内容であるか。
- c 友達と関わりをもって仲良く遊べる内容であるか。
- d 身近な人と自分との関係を理解し、簡単な対応などができる内容であるか。
- e 家庭や学校における集団生活に参加し、簡単な役割を果たすことができる内容であるか。
- f 家庭、学校及び社会の簡単なきまりを理解し、簡単な手伝いや仕事ができる内容であるか。
- g 買い物ごっこなどが織り込まれており、簡単な買い物の金銭の取り扱いができる内容であるか。
- h 身近な自然の事物・現象に興味・関心を持ち、その特徴や変化の様子が理解できる内容であるか。
- i 家庭や社会の様子に関心を持ち、その働きを理解できるような内容であるか。
- j 日常生活と関係の深い公共の施設や機関に慣れ、また、それらを利用できる内容であるか。

イ 国語

- a 国語の「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の基礎的諸能力の育成に必要な表現となっているか。
- b 言語能力の発達に応じて段階的に学習できる表現となっているか。
- c 絵の表現内容は、身近なもので興味・関心がもてる内容であるか。
- d お話づくりができるなど、絵のつながりで筋道を立てて考えることができる内容となっているか。
- e 絵と文が調和のとれた表現となっているか。
- f 根拠をもとに筋道をたどって想像し、考えを広げていける内容であるか。
- g 色彩は自然で好感を与え、読みたい気持ちを高める表現となっているか。

ウ 社会

- a 日常生活の中で起こる事柄の習得に役立つものであるか。

- b 社会生活がどのようになっているかを知り、自分の役割が学べる内容であるか。
- c いろいろな職場で働く人たちの様子を知り、将来の社会生活に興味・関心がもてる内容であるか。
- d 身近な地理、歴史、文化について興味・関心が持てる内容であるか。

エ 算数（数学）

- a 数・量や形の概念を形成するような教材で、生活経験の中にある具体物を扱っている内容であるか。
- b 数・量や形が児童生徒の興味・関心が持てる内容であるか。
- c 内容が児童生徒の発達に応じて、系統的に組み立てられており、繰り返し学習ができるようになっている内容であるか。

オ 理科

- a 身近な自然の様子や動植物など、興味・関心が持てる内容であるか。
- b 遊びの発展性、生活との結び付きなどが配慮された内容であるか。
- c 身近な環境の中で経験できる内容であるか。
- d 写真・挿絵等は煩雑でなく、適切に表現されたものであるか。

カ 音楽

- a 絵を見て歌詞や曲の内容がわかるものであるか。
- b 行事や季節が感じられる内容であるか。
- c 簡単なりズム遊びや楽器遊びができるような内容であるか。
- d 身体表現をしながら歌うことができる内容であるか。
- e 興味・関心をそそり、心情を豊かにするような内容であるか。

キ 図画工作（美術）

- a 遊びや生活に結び付いた内容であるか。
- b 色彩が鮮明で、興味・関心が持てる作品が採用されているか。
- c 創造性を育てる内容になっているか。
- d 表現内容や鑑賞作品が発達段階に即したものであるか。

ク 体育（保健体育）

- a 歩く、走る、跳ぶ、投げるなどの基本的な動きや運動内容がバランスよく配置されているか。
- b 遊びや運動を通して仲間と共に楽しく活動できる内容であるか。
- c 体のしくみと働き、発達の様子などがわかりやすく表現されているか。
- d 健康・安全と病気についての基礎的知識が理解できる内容であるか。

e 健康と環境のかかわりがわかりやすく表現されているか。

ケ 職業・家庭

a 実物に近い色合いでいろいろな食品がもりこまれていて、また楽しい食事の仕方やマナーがわかる内容であるか。

b 家族がそれぞれの役割を分担していることが理解でき、楽しい家庭づくりをするために協力することの大切さがわかる内容であるか。

c 色彩が豊富で、時と場に応じた衣服の組み合わせの楽しさがわかり、また着脱の習慣付けがなされるような内容であるか。

d 身のまわりの整理・整頓や、気持ちのよい住まいの大切さなどが織り込まれた内容であるか。

e 日常使っている品物に関心をもて、金銭の取り扱い方、買い物の仕方やお金の大切さがわかる内容であるか。

f 身近にある産業や生産物が、日常生活に役立つものであることが理解できる内容であるか。

g いろいろな職場で働く人たちの様子がわかり、仕事への興味・関心を高められる内容であるか。

h 将来の職業生活や家庭生活、地域生活に意欲が持てる内容であるか。

コ 外国語

a アルファベットに興味・関心が持てる内容であるか。

b 色、動物、食器、文具、乗り物等の名称や数詞、曜日等、日常の生活に身近な言葉を中心とした内容であるか。

c あいさつなどを外国の言葉で表現したり、外国語の歌詞で歌って楽しんだりする内容であるか。

d 表現内容が発達段階に即したものであるか。

サ その他、配慮事項

a 教科によって、その他特に必要な観点を設定する場合は、当該教科の目標に応じた観点であること。

b 身近な行事や自然等を扱った郷土の絵本等の選定について配慮すること。

④ 形式

ア 表現や表記が適切であること。

イ 絵や写真がわかりやすく鮮明であること。

ウ 文字の大きさは適切で、文章表現も具体的であること。

エ 材質が丈夫で扱いやすいものであること。

オ 弱視の児童生徒の使用についても配慮すること。

3 特別支援学級及び特別支援学校における教科用図書の採択方法について

- (1) 特別支援学校においては採択のために校内の採択委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。
- (2) 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。